

まちづくり振興事業補助金交付基準

1 主旨

国府町まちづくり協議会は、地域住民の創意と工夫による魅力ある地域づくりを推進するため、住民自らが主体となって取り組む地域振興事業に対しまちづくり振興事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付する。

2 対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、国府地域の住民が自主的、主体的に取り組むまちづくり事業であって、次の各号に掲げる公益性の高い事業とする。ただし、高山市が定める他の補助制度等に該当する事業は対象としない。

- (1) 安全・安心・快適な住環境づくりに関する事業
- (2) 特色ある地域づくり、地域活性化に関する事業
- (3) 国府町まちづくり協議会長（以下「協議会長」という。）が特に必要と認める事業

3 対象団体

補助金の交付の対象となるものは、町内会や町民団体、グループ等の団体で協議会長が適当と認めるものとする。

4 対象経費等

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要した経費とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 団体の事務所その他施設等に係る維持管理経費
- (2) 団体の経常的な活動に係る経費

5 補助金額等

補助金の額は、補助対象経費の範囲内で協議会長が定める額とする。

6 変更申請

補助対象経費等の変更により補助金額の増減、履行期間の変更等が生ずる場合にあっては、まちづくり振興事業補助金変更申請書に係る書類を添えて協議会長に提出しなければならない。

7 補助金申請及び交付決定の取り扱い

- (1) 4月より交付申請書を順次受け付け交付決定を行う。但し、7月まで（平成28年度から6月まで）の交付決定は1町内会・1団体について1事業とする
- (2) 事業実施は、補助金の交付決定後とする。
- (3) 補助金の交付決定は、まちづくり協議会会長・副会長、連合町内会副会長代表、総務部会長及び高山市まちづくり担当職員で構成する補助金審査会で行う。

○まちづくり振興事業補助金対象事業について（事業例）

1. 安全・安心・快適な住環境づくりに関する事業

- (1) 公共的スペース（国県市道、農林道、公園、遊歩道、河川、用排水路など）にかかる清掃、草刈、植栽、軽微な修繕など維持管理的な事業
 - 地域内の美化（草刈、清掃、植栽、花壇手入れ、枝打ち）
 - 水路（農業用水路、街路水路）の草刈、清掃、土砂除去、軽微な修繕等
 - 河川の草刈、清掃等
 - 市道、農道の維持補修（路面等）、草刈等
 - 林道・作業道の維持補修、草刈、倒木除去等
 - 登山道、遊歩道の維持補修、草刈、倒木除去、清掃、案内看板設置等

- 駅、公園、(地区、市民、スポーツ)等公共スペースの軽微な修繕、清掃等
- 簡易な雪対策(側溝蓋、雪囲い等)

(2) 森林や農地の保全にかかる事業

- 里山景観の保全整備
- 遊休農地の草刈、耕起、種まき等

(3) 鳥獣・ごみ等の対策にかかる事業

- 不法投棄、ポイ捨てゴミ対策活動・啓発事業
- 有害鳥獣対策・注意啓発事業
- 資源再利用、リサイクル事業(間伐材利用、不用交換、再利用活動・講習会等)

2. 特色ある地域づくり・地域活性化に関する事業

(1) 地域資源の保護や環境整備による地域資源再生事業

- 希少植物群生地(草刈、清掃などの環境整備(水芭蕉、かたくり、こばのみつばつつじ等))
- 在来動植物の保護活動(カワシンジュ貝、ホタル、アジメドジョウ等)
- 自然保護・景観保全等にかかる事業(育苗、植栽、管理、意識啓発看板等の設置等)
- 伝統的施設・象徴的施設等の清掃、保全活動、周辺整備等

(2) 地域の伝統文化、郷土芸能の保存再発見など郷土意識と地域の歴史を継承する心を育むための事業

- 伝統工芸品にかかる伝統的技術を継承するための講習会等
- 伝統芸能を継承するための講習会等
- 地域の歴史・文化を継承する研究会、勉強会
- 名所・旧跡等の再整備

(3) 地域づくりや地域活力の再生を推進する事業

- 地域づくり・地域振興の研究や講演会にかかる講師・アドバイザーの派遣
- 自然体験・農林業体験等にかかる新たなメニューの開発、人材発掘・育成
- 都市住民(農産物等オーナー、別荘居住者、移住者など)と地域住民の交流を通じて地域コミュニティを活性化させる事業
- 町内活動の魅力を創出し、町内会員の増加が期待できる事業

3. 補助対象基準について

- (1) 団体構成員が所有する軽トラック、草刈機、チェーンソー等の借上料(使用料)は、労働力の提供に準ずるものであり、補助対象とならない。ただし替刃、燃料代など消耗品の支給は補助対象とする。
- (2) 重機やダンプトラック等の持込みがある場合は、民間リース会社が提供する料金を基準として補助対象とする。
- (3) 事務機器については消耗品のみ補助対象とする。
- (4) 重機等のリース(オペレーター込)についてはリース料の支払いを補助対象とする。ただし、団体構成員の中に運転免許保有者がいる場合はリース料のみとする。